

令和8年度「大分県水素ステーション整備事業」公募要領

水素社会の実現に向けた燃料電池自動車等の普及促進及び水素の利活用促進を図るため、水素ステーションを県内に整備しようとする者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内で補助を実施するもの。

1 申請受付期間

令和8年6月1日（月）～令和9年2月26日（金）

2 補助対象者

個人事業者又は法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

3 補助対象設備及び補助率等

対象設備	補助率	補助上限額 (千円)
県内に整備される 中規模以上 （充填能力300Nm ³ /h以上）の定置式水素ステーションで、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」の交付決定を受けた設備。	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」の交付決定額を除いた設置者負担額の1/2以内	50,000
県内に整備される 小規模 （充填能力300Nm ³ /h未満）の水素ステーションで、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」の交付決定を受けた設備。	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」の交付決定額を除いた設置者負担額の1/2以内	30,000

4 補助対象経費

以下に掲げる、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」と同一の経費

1 設備機器費（水素供給設備一式）

水素ステーション整備事業の実施に必要な設備に要する経費

- (1) 受電設備
- (2) 原料ガス設備
- (3) 水素製造装置
- (4) 水素液化装置
- (5) 液化水素貯槽、気化器
- (6) 水素輸送用設備・接続装置
- (7) 圧縮機

- (8) 蓄圧器
- (9) ディスペンサー
- (10) プレクーラー
- (11) 冷却水装置
- (12) 計装空気設備・窒素設備
- (13) 散水設備・貯水槽
- (14) 制御装置・監視装置・検知警報設備
- (15) その他（その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備）

2 設計費

水素ステーション整備事業の実施に必要な設計に要する経費

- (1) 設計費（土質調査・測量を含む）
- (2) 官公庁申請費

3 設備工事費

水素ステーション整備事業の実施に必要な工事に要する経費

- (1) 基礎工事費
- (2) 撤去工事費
- (3) 現地配管工事費
- (4) 据付工事費
- (5) 試運転調整費
- (6) 舗装工事費
- (7) 給排水設備工事費
- (8) 照明設備工事費
- (9) 電気工事費

4 工事負担金

水素ステーション整備事業の実施に必要な工事負担に要する経費

- (1) 本支管工事負担金
敷地外における中圧ガス本支管に関する工事負担金
（申請者がガス事業者の場合は対象外）
- (2) 給水配管・排水配管工事負担金
- (3) 電気の供給設備に関する工事費負担金

5 経費・管理費

水素ステーション整備事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費

- (1) 共通仮設費
- (2) 現場管理費
- (3) 一般管理費
- (4) 諸経費

5 申請方法

申請は、原則として大分県スマート申請システムによるものとする。

<令和8年度大分県水素ステーション整備事業交付申請>

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/7549740410985664264>

6 提出書類

- ・大分県水素ステーション整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）

【添付資料】

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 申請者の確認書類
 - ・法人登記簿写し
(個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し等)
- (5) 交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）
- (6) 設計関係書類
 - ・整備予定設備の概要が分かる書類（任意様式）
 - ・機器配置図（圧縮器・蓄圧器・ディスペンサー等）
- (7) 位置図（整備する住所が分かる書類）
- (8) （代理人が申請する場合）委任状
- (9) その他知事が必要と認める書類